

はーとふるケアサービス運営規程

(指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス)

第1条 (事業の目的)

株式会社はーとふるケアサービスが開設するはーとふるケアサービス (以下「事業所」という。) が行う指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員等」という。) 並びに広島市長 (以下「市長」という。) が別に定める研修の修了者 (以下「生活援助員等」という。) が要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス (以下「指定訪問介護サービス等」という。) を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 はーとふるケアサービス
- (2) 所在地 広島市南区上東雲町27番6号 EAST10 101号室

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも、指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 2名 (常勤兼務 2名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問事業責任者 1名(常勤兼務 1名)

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

(4) 訪問介護員 12名(常勤兼務 4名 非常勤 8名)

訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供にあたる。

(5) 生活援助員 12名(常勤兼務 4名 非常勤 8名)

生活援助員は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供にあたる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月4日まで、国が定める国民の休日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により、24時間通常連絡が可能な体制とする。
- (4) 訪問については、この限りではない。

第6条(指定訪問介護サービス等の内容)

指定訪問介護サービス等の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。
- (2) 指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

第7条(利用料その他の費用額)

利用料等は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護サービス等を提供した場合利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護サービス等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- (3) 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第8条(通常の事業の実施地域)

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市全域(佐伯区、南区似島町、南区宇品町を除く)、府中町の区域とする。

第9条（緊急時における対応方法）

- 1 訪問介護員等は、指定訪問介護サービス等を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（非常災害対策）

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、避難、救出その他必要な措置を職員に周知し、及び非常時物品管理の見直しを行う。

第11条（苦情及び相談に対する体制）

- 1 事業者は、指定訪問介護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定訪問介護サービス等に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12条（開示等に関して説明を受ける権利）

- 1 利用者は、個人を特定できる自らの情報について、その開示の目的、範囲、経過、責任者、苦情処理の方法についての事業所に説明を求めることができる。
- 2 利用者のサービスの提供に関する諸記録（サービス提供表）は原則として、利用者本人に、例外として代理人や成年後見人、現実に本人を世話している親族等に対して開示を行なう。

第13条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を行う。
- (5) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (6) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (8) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条（その他運営に関する重要事項）

その他の運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修 年2回
 - ③虐待防止に関する研修 年1回
 - ④権利擁護に関する研修 年1回
 - ⑤業務継続に関する研修 年1回
 - ⑥その他の研修
- (2) 従業員は、業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保管するものとする。
- (5) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社は一とふるケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する

附 則

この規程は、平成31年2月25日から施行する

附 則

この規程は、令和2年2月15日から施行する

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年6月8日から施行する

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する